

審査書

原規規発第 2006234 号
令和 2 年 6 月 23 日
原子力規制委員会

日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定の変更の認可について

I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄(以下「申請者」という。)から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。)第 50 条第 1 項の規定に基づき申請のあった「日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定の変更認可申請について」(令和 2 年 5 月 22 日付け申請。以下「本申請」という。)について審査した結果、本申請は、同条第 2 項第 1 号に定める「第 44 条第 1 項の指定を受けたところ、第 44 条の 4 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないこと。」及び同項第 2 号に定める「使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。」には該当しないものと認められる。

II. 申請の内容

本申請の変更の内容は以下のとおりである。

(1) 廃止措置推進室の新設に伴う変更

- ・日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「東海再処理施設」という。)に、廃止措置に関する基本方針、全体スケジュール及び許認可方針の策定等を統括する「廃止措置推進室」を新設。
- ・「廃止措置推進室」の設置に伴う組織の追加、削除等の変更

(2) その他、記載の適正化

III. 審査の方針

1. 審査の方針

審査においては、法第 50 条第 2 項第 1 号に定める「第 44 条第 1 項の指定を受けたところ、第 44 条の 4 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないこと。」及び同項第 2 号に定める「使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。」に該当しないことについて確認することとした。

2. 審査の方法

法第50条第2項第1号に該当しないことについては、本申請に係る変更が、東海再処理施設が、再処理事業の指定又は変更の許可を受けた内容と整合していることを確認することとした。

法第50条第2項第2号に該当しないことについては、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」（原管廃発第17041919号（平成29年4月19日原子力規制委員会決定。以下「審査の考え方」という。))に基づき確認することとした。

IV. 審査の内容

1. 変更内容（1）について

（1）法第50条第2項第1号

原子力規制委員会は、本申請に係る変更が、法第50条第2項第1号に定める「第44条第1項の指定を受けたところ、第44条の4第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないこと。」に該当しないことについて、保安規定に定める保安に関する組織及び保安に関する職務が、再処理事業の指定又は変更の許可を受けた、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していることを確認した。

（2）法第50条第2項第2号

原子力規制委員会は、本申請に係る変更が、法第50条第2項第2号に定める「使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること。」には該当しないことについては、審査の考え方に基づき、「審査の考え方第4の4 廃止措置を行う者の職務及び組織（再処理規則第17条第2項第5号）」において、事業所における廃止措置段階の東海再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること（審査の考え方第4の4①）を確認することとした。

申請者は、東海再処理施設の廃止措置に関する全体計画の策定や工程管理といったプロジェクトマネジメント機能の強化を目的に、プロジェクトマネージャーとしての再処理廃止措置技術開発センター長を補佐し、廃止措置に関する基本方針、全体スケジュール及び許認可方針の策定等を統括する「廃止措置推進室」を新設としている。

また、申請者は、「廃止措置推進室」の新設に伴い、廃止措置技術課の業務を「廃止措置推進室」に移管するとともに廃止措置技術課を廃止としている。

併せて、申請者は、上記変更に伴い、「廃止措置推進室」が廃止措置の計画策定の業務を行うことから、「計画管理課長」を「技術管理課長」に職位の名称を変更としている。

原子力規制委員会は、本変更について、新たに設置する廃止措置推進室が、東海再処理施設の廃止措置に関する基本方針、全体スケジュール及び許認可方針の策定等を統括すること、廃止措置推進室長が、①再処理施設の廃止措置に関する全体計画及び工程管理に係る業務、②再処理施設の廃止措置計画の変更及び変更の調整に係る業務などの保安業務を行うことが定められていることから、事業所における廃止措置段階の東海再処理施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを確認した。

2. 変更内容（2）について

本変更については、（1）の変更に伴う号番号の変更であり、法第50条第2項各号に該当しないことを確認した。